

## スルガ銀行との訴訟、和解成立に関するお知らせ

一般社団法人 ReBORNS、および 代表理事の富谷阜介は、スルガ銀行株式会社（以下、スルガ銀行）から提起されていた「業務妨害行為差止等請求訴訟」について、2025年12月23日、東京地方裁判所の勧告に基づき和解が成立したことをご報告いたします。これまで当法人および関係者を支えてくださった皆様に、心より御礼申し上げます。

以下、本和解の概要と当法人の受け止め、そしてスルガ銀行の姿勢に対する見解をお伝えします。

### ◆ 和解の概要と当法人の見解

今回成立した和解は、当法人および関係者に一切の損害賠償金や解決金の支払い義務が生じない内容であり、また、当法人の社会的活動が今後も継続できることが明確に確認されたものです。

判決による白黒の決着ではなく、裁判所の勧告を双方が受け入れた合意による解決ではありますが、スルガ銀行が求めていた

- ・当法人の活動停止
- ・高額な損害賠償請求

といった訴訟の核心部分はいずれも認められておらず、当法人としては、実質的に主張が守られた内容であると受け止めています。

和解の主なポイントは以下のとおりです。

#### ・金銭的負担は一切なし

当法人および関係者は、スルガ銀行に対していかなる賠償金等も支払う義務を負っていません。

#### ・活動の継続が確認されたこと

被害者支援や問題提起を目的とする当法人の社会的活動は、今後も継続可能です。

#### ・活動上のルールの明文化

和解条項には、抗議活動等において社会通念上求められる配慮事項が明文化されましたが、これは当法人が従来から当然に心がけてきた内容であり、正当な表現・抗議活動を制限するものではありません。

以上から、本和解は、当法人の公益的活動と問題提起の正当性が維持された解決であると考えています。

### ◆ 本件訴訟の背景

本件訴訟の背景には、スルガ銀行による長年にわたる不正融資問題があります。

2018年に明らかになった投資用シェアハウス「かぼちゃの馬車」を巡る不正融資では、約1,000名規模の被害が生じ、社会的に大きな問題となりました。その後、2020年に民事調停が成立し、物件の引き渡しと引き換えにローン返済請求権を放棄するという異例の解決が図られました。

しかし、同様の不正はシェアハウスにとどまらず、投資用アパート・マンション融資などにも及んでおり、現在もなお十分な救済がなされていない被害者が存在しています。

一般社団法人 ReBORNs は、こうした被害者の声を受け止め、救済と再発防止を求めて活動してきました。本件訴訟は、その過程で行われてきた抗議や情報発信を問題視する形で、2024 年 8 月にスルガ銀行から提起されたものです。

### ◆ スルガ銀行の発表に対する当法人の見解

和解成立後、スルガ銀行は自社ウェブサイトにおいて本件和解に関する発表を行いました。

しかし、その内容は、**和解の実態を正確に反映したものとは言い難く**、当法人として強い違和感を覚えています。

特に重大なのは、

「当法人側に一切の賠償義務が生じていない」という核心的事実が、発表の中で全く触れられていない点です。

金銭的責任を一切負わない和解であったにもかかわらず、その点を伏せたまま、

- ・当法人の活動が「行き過ぎていた」かのような表現
  - ・スルガ銀行側の主張が司法の場で正当と認められたかのような印象
- を与える表現が用いられていることは、**和解の趣旨を著しく歪めるもの**と言わざるを得ません。

また、和解条項に含まれる活動上のルールについても、それは社会通念上当然の事項を整理したに過ぎず、**当法人の公益的活動が不当であったことを認定するものでは決してありません。**

にもかかわらず、スルガ銀行があたかも自らの正当性が確認されたかのような姿勢を示していることに、当法人は強い憤りと失望を覚えています。

### ◆ おわりに

今回の和解は、当法人にとって決して本意なものではありません。

しかし、長期化する訴訟による負担から関係者を守り、**より本質的な問題——不正融資の責任と被害者救済——に力を注ぐための選択**でした。

和解はしました。

しかし、**真の問題が解決したわけではありません。**

当法人は今後も、スルガ銀行の不正融資問題の全容解明と、被害者の尊厳回復を求めて活動を続けてまいります。本件が、企業による不正と向き合う社会の在り方を改めて問う契機となることを強く願っています。引き続き、皆様のご理解とご支援を賜りますよう、お願ひ申し上げます。

2025 年 12 月 28 日

一般社団法人 ReBORNs

代表理事 富谷阜介